

第 13 次労働災害防止推進計画

～ 増加する労働災害に歯止めをかけるために～

関係者のみなさまへ



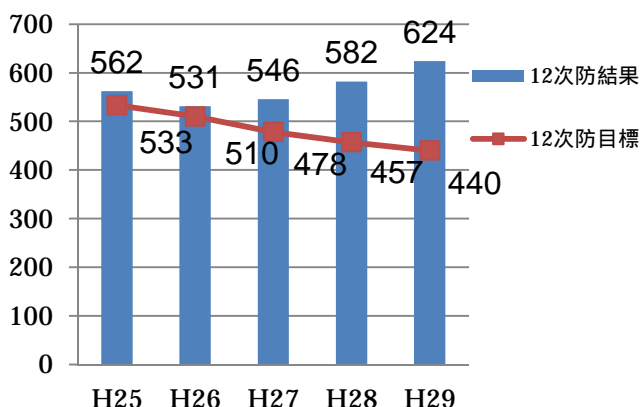
厚生労働省 土浦労働基準監督署

土浦署管内の休業 4 日以上の労働災害（以下、「死傷災害」といいます。）は、長期的には減少傾向を示してきましたが、2014 年（H26 年）より 4 年連続で増加し、2017 年（H29 年）には 624 件（前年比+42 件）もの死傷災害が発生しています。

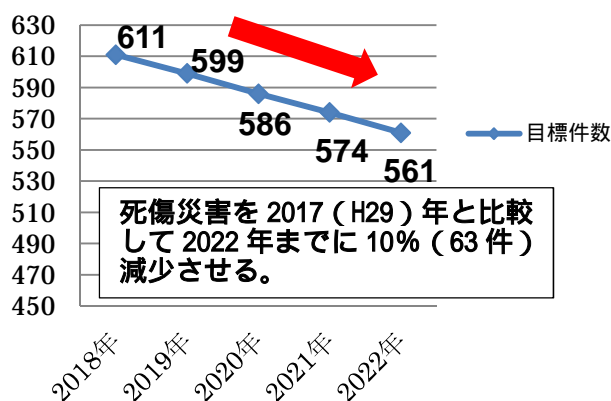
増加する死傷災害に歯止めをかけるため、土浦署では 2018 年度を初年度とする第 13 次労働災害防止推進計画（以下、「13 次防」といいます。）を策定し、2022 年度までの 5 年間に取り組む目標、対策等を次のとおり定めました。

関係者のみなさまにおかれましては、13 次防に基づく労働災害防止対策の推進にご協力をお願いします。

12次防の目標と結果（土浦署管内）



13次防削減目標（死傷災害）



土浦署の目標

死亡災害は、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、12 次防期間中の死亡災害発生件数の合計と比較して、13 次防期間中の死亡災害発生件数の合計を 15%（5 件）以上減少させる。

死傷災害については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、2017（H29）年と比較して、2022 年までに 10%（63 件）以上減少させる。

ストレスチェックの実施義務のある労働者数 50 人以上の規模事業場に対し、ストレスチェックの集団分析結果を活用した事例を提供する等により集団分析結果の活用を取組を促進し、集団分析した事業場の割合を 85%以上とする。

13 次防の重点5項目

- (1) 死亡等災害を防止するための対策の推進 (死亡災害の撲滅を目指した対策及び死傷災害件数を減少させるための対策の推進)
- (2) 過労死等の防止、労働者の健康確保対策の推進
- (3) 傷病を抱える労働者等の健康確保対策の推進
- (4) 化学物質等による健康障害の防止対策の推進
- (5) 関係行政機関、労働災害防止団体等の連携・協働等による取組の促進

計画の期間

2018 年度から 2022 年度までの5 年間

重点業種と主な対策等

(1) 製造業

12 次防期間中に最も多く発生した「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止のため、法令に基づく機械による危険の防止措置を徹底するとともに、機械の修理、清掃等の非定常作業における災害防止対策 (原則、機械を停止させて行うこと等) を推進する。

(2) 建設業

最も多い「墜落・転落災害」の防止のため、法令に基づく墜落防止措置を徹底する。また、建設機械による「はさまれ・巻き込まれ災害」の防止対策を推進する。

(3) 陸上貨物運送事業

最も多い「墜落・転落災害」を含めた5 大災害 (墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト使用時の事故、無人暴走及びトラック後退時の事故) の防止対策を推進する。

(4) 第三次産業 (小売業、社会福祉施設及び飲食店)

最も多い「転倒災害」の防止のため、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」の推進を図る。

(5) 業種横断的な取組

「転倒災害」及び「交通事故」は、あらゆる業種で発生していることから、業種横断的な取組を行い、引き続き「STOP! 転倒災害プロジェクト」及び「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく対策を推進する。